

美濃市歷史的風致維持向上計畫



平成 24 年 2 月
美 濃 市



吉田初三郎作「美濃町名勝案内繪図」昭和6年（1931）美濃市所蔵

<コラム> 吉田初三郎作「美濃町名勝案内繪図」

大正時代の広重と称した吉田初三郎は、大正～昭和にかけて鳥瞰絵師として活躍した人物であった。初三郎は明治17年（1884）京都に生まれ、明治42年（1909）25歳の時から関西美術院で洋画を学ぶが、院長鹿子木孟郎の薦めで大衆画家として博覧会の壁画等を手がける。大正2年（1913）に「京阪電車御案内図」の鳥瞰図を初めて手がけ、以降全国の主要都市・極東の樺太や大連・平壤・南京等の都市鳥瞰図を製作した。昭和30年（1955）京都にて71歳で没する。

初三郎式鳥瞰図と呼ばれた独特の画風は、江戸時代の歌川広重風景画を活かし、新たな視点の鳥の目や飛行機から見た視点で描かれ、明治・大正・昭和にかけて目紛しく変革していく交通体系を中心に描かれた。

初三郎が描いた美濃町には昭和6年（1931）の「美濃町名勝案内繪図」、昭和20年代に製作された「美濃市鳥瞰図」、昭和28年（1953）頃に製作された「緑風荘交通鳥瞰図」があるが、「美濃市鳥瞰図」は現存しない。「美濃町名勝案内繪図」には既に県下有数のさくらの名所となった小倉公園を中心に、「うだつの上がる町並み」、長良川に架橋された近代吊り橋である美濃橋や下渡橋、美濃橋の袂上有知湊周辺で行われる観覧鶺鴒、宮内省御猟場で行われる献上鶺鴒、そして明治44年（1911）に開業した美濃電気軌道株式会社美濃町線、大正12年（1923）に開業した国鉄越美南線等が描かれ、経済の中心地として栄えた美濃町が詳細に描かれている。

【表紙写真 苅谷勇雅氏撮影】



美濃橋の下流では、観覧船が行き交い鶺鴒が行われている。長良川右岸にはさくら並木が続いている。

【 目 次 】

項 目	頁
第1章 計画策定の背景	1
1. はじめに	1
2. 計画策定の目的と役割	2
3. 計画の体制	3
4. 計画策定の経緯	5
第2章 美濃市の歴史的風致形成の背景	7
1. 美濃市の自然と風土	7
2. 社会環境（産業、交通、都市整備等）	8
3. 美濃市の歴史・文化	10
4. 指定等文化財の分布	38
第3章 美濃の維持向上すべき歴史的風致	51
1. 美濃紙にみる歴史的風致	51
2. 城下町上有知にみる歴史的風致	62
(1) うだつの上がる町並みにみる歴史的風致	63
(2) 美濃まつりにみる歴史的風致	78
(3) 清泰寺にみる歴史的風致	89
3. 信仰と祭礼にみる歴史的風致	94
(1) ヒンココ祭にみる歴史的風致	94
(2) 桜曳きにみる歴史的風致	101
第4章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	109
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	109
2. 上位計画等との関連性	113
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	118
第5章 重点区域の位置及び区域	123
1. 重点区域設定の考え方	123
2. 重点区域の位置及び区域	125
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果	132
4. 良好な景観の形成に関する施策との連携	133
第6章 文化財の保存又は活用に関する事項	145
1. 美濃市全体に関する事項	145
2. 重点区域に関する事項	150
第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	157
1. 基本的な考え方	157
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	162
第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	177
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	177
2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方	177
資料編	181
・文化財の種別と名称	182
・美濃まつり町内別一覧表	186

- 本計画では、美濃で生産される和紙を「美濃和紙」と表記している。ただし、近代以前の歴史の中で美濃産の和紙は「美濃紙」と呼ばれていたため、近代以前及び歴史的風致に関する部分では、その歴史的背景を尊重して「美濃紙」と表記している。
- 本計画では、美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区にある「うだつ」の上がる商家等が、周辺の歴史的建造物等と一体となって創り出している歴史的な町並みを、「うだつの上がる町並み」と表記している。
- 本計画では、地名や文化財等の名称で難しいものには読み仮名を付している（原則、章又は項目毎に初出となる場合に付している）。
- 本計画では、参考文献は文末に『 』で記し、論文等の引用は文末の（ ）に著者と文献年代を記している。

名 称：美濃市歴史的風致維持向上計画
主 体：美濃市
計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度まで

第 1 章 計画策定の背景

1. はじめに

美濃市は、江戸時代以降に築かれた城下町に今なおその姿を残す「うだつの上がる町並み」と、1300 年の歴史と伝統を誇る伝統産業の「美濃和紙」で知られる中部地方の小都市である。

清流長良川と板取川が貫流し、豊かな水と緑濃き山々の自然に恵まれた地域であり、日本最古の水場遺構が確認されるなど、古代から人々が定住をしてきた地である。中世は白山信仰や高賀山信仰などの山岳信仰等が普及し、近世には金森長近により整備された城下町がこの地方における物流の拠点として繁栄した。その後、現代に至るまで政治、経済そして文化の中心都市として栄華を誇るなど、長い年月の中で培われてきた歴史や文化、自然が息づく歴史文化都市である。

平成 8 年（1996）3 月に策定した「市街地整備マスタープラン」では、市域に点在する歴史や文化、自然環境を本市の貴重な財産とし、これらを活用して個性ある魅力的なまちづくりを進めることを基本方針としてきた。特に、美濃市の“顔”ともいえる中心市街地に残るうだつの上がる町並みの整備については、平成 11 年（1999）5 月の重要伝統的建造物群保存地区の選定を契機に、電線類の地中化や伝統的建造物等の修理・修景など、歴史的な町並み景観の整備や整備後の活用方法などを地域住民とともに検討し実施してきた。一方、市域の北部で行われる「美濃紙」の生産は、高齢化や後継者不足といった慢性的な問題を抱えていたが、地域の努力に加え国や県の支援、さらには本美濃紙の生産技術が重要無形文化財に指定されるなど、多方面にわたる活動等を背景に、その伝統的製紙技術の保存、継承と後継者の育成が行われてきた。

こうした中、平成 15 年（2003）3 月には「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」を策定し、川をテーマとして様々な施策や方針を一体的にとらえたまちづくり指針を打ち出し、市域に広がる様々な歴史、文化、工芸及び民俗芸能など人々の生活・生業の保存や活用方法を検討してきた。また、平成 22 年（2010）1 月には景観法に基づく美濃市景観計画を策定し、平成 22 年（2010）4 月から美濃市景観条例を施行し、歴史文化資産とその周辺環境を一体的にとらえた地域の整備と保全活動に着手したところである。

今後より一層、美濃市の個性を活かしたまちづくりを進める上で、豊かな自然に育まれてきたこれら市域全体に広がる美濃市特有の歴史や文化、伝統的な活動等を一体的にとらえ整備していくことは重要な課題である。

美濃市歴史的風致維持向上計画は、これら美濃市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地と一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号）（以下「歴史まちづくり法」という。）第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定により「歴史的風致維持向上計画」として取りまとめたものである。

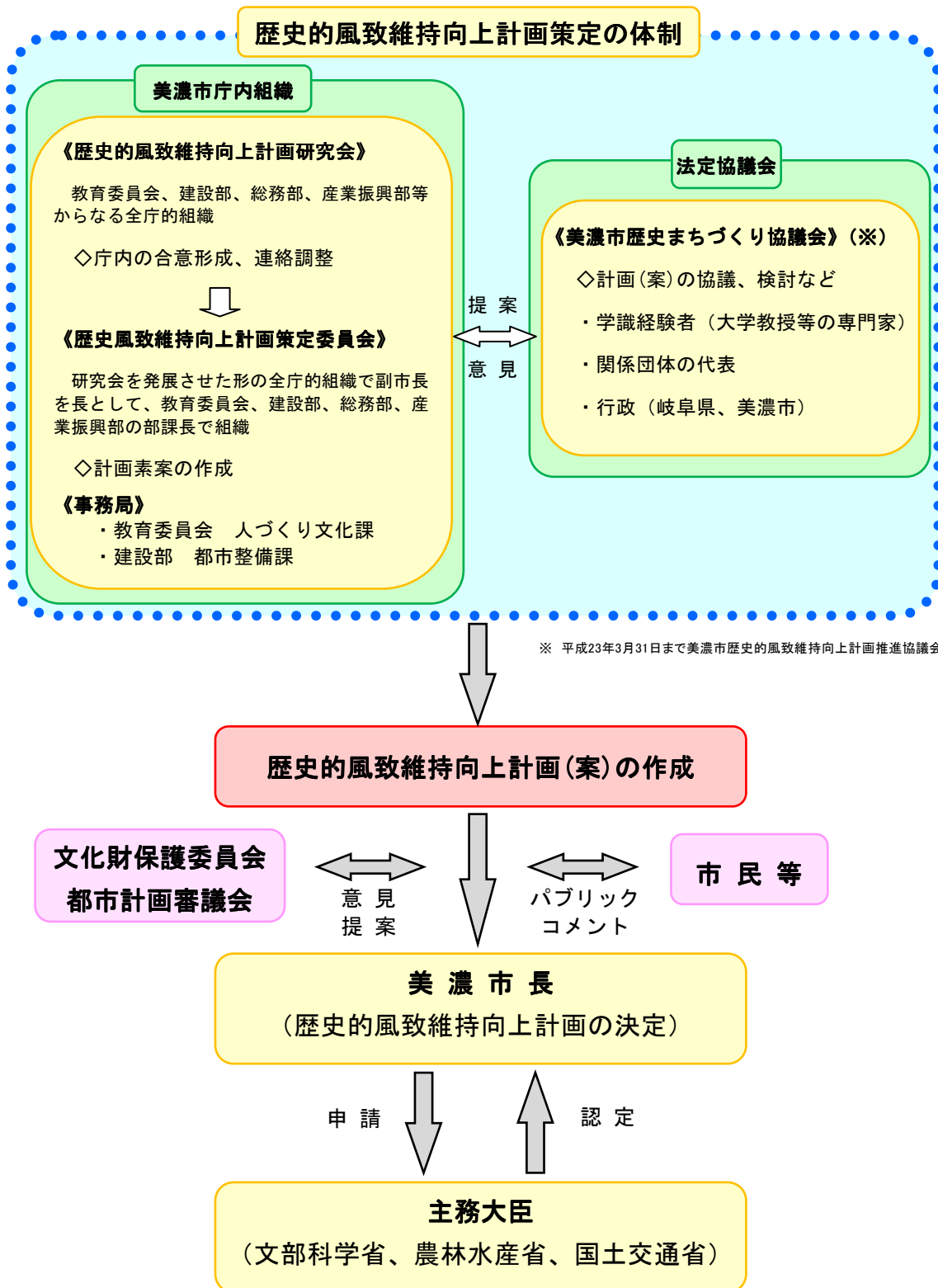
2. 計画策定の目的と役割

美濃市は、豊かな自然と豊富な歴史文化資産及びその中で育まれてきた人々の伝統的な活動や文化、芸能等を有している。これらを市民共有の財産として、守り、活用し、そして後世に伝えるべく、行政と市民が一体となって『市民が創る キラリと光るオンリーワン』のまちづくりを進めているところである。

本計画は、平成23年度からスタートした「美濃市第5次総合計画」の基本目標の一つ『自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり』を具現化するための重点施策に位置付けられている。うだつの上がる町並みやその周辺地域における歴史的景観の保全活用、美濃和紙の保護と和紙の里の活性化、そしてこれらが創り出す歴史的風致を結び付けることで生まれる新たな魅力を活かしたまちづくりを進め、市民一人ひとりが希望をもち、夢を叶えることができるまち、また、安心・安全に生活ができ、かつ、だれもが訪れたい元気で魅力のあるまちを創出するため、美濃市景観計画や今後策定予定の美濃市歴史文化基本構想などと整合を図りながら、本計画を実施していくものとする。

3. 計画の体制

本計画は、以下の体制により策定する。



美濃市歴史まちづくり協議会

歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定された計画の実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づき設置したものである。

平成 23 年 4 月 1 日時点（敬称略）

役 職	氏 名	所 属
会 長	越澤 明	北海道大学大学院教授 / 美濃市まちづくりアドバイザー 元国土交通省社会資本整備審議会委員
副会長	苅谷勇雅	小山工業高等専門学校長 / 美濃市まちづくりアドバイザー 元文化庁文化財鑑査官
〃	田中治助	田中製紙工業代表取締役社長 美濃商工会議所名誉副会頭
委 員	二神律子	中部学院大学教授
〃	古田憲司	美濃市文化財保護委員会委員
〃	上井房子	せびあ会
〃	中村敬子	まちかど情報ステーション美濃俵町町屋
〃	鈴木豊美	本美濃紙保存会
〃	辻 守重	丸重製紙企業組合代表理事 美濃商工会議所副会頭
〃	鍋島 寿	岐阜県教育委員会社会教育文化課長
〃	井上勇治	岐阜県美濃土木事務所副所長（※）
〃	藤川久男	美濃市教育委員会教育長
〃	加納和喜	美濃市副市長

※ 平成 22 年 8 月 10 日から平成 23 年 3 月 31 日まで飯島昭憲氏

歴史的風致維持向上計画策定委員会

教育委員会や建設部、総務部、産業振興部のメンバーで構成し副市長を長とする。美濃市の歴史的風致を整理するとともに、文化財の保存活用事項や歴史的風致維持向上施設の整備方針（案）などを検討し美濃市歴史まちづくり協議会に提案するために設けた庁内検討組織である。

同委員会の事務は教育委員会人づくり文化課と建設部都市整備課で行う。

役 職	部 署 名	役 職	部 署 名
委員長	副市長	〃	建設部土木課長
委 員	教育委員会教育次長	〃	建設部都市整備課長
〃	建設部長	〃	総務部総務課長
〃	総務部長	〃	総務部総合政策課長
〃	産業振興部長	〃	産業振興部産業課長
〃	教育委員会人づくり文化課長	〃	産業振興部観光課長

4. 計画策定の経緯

本計画の策定経過は以下のとおりである。

平成 20 年5 月 23 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
平成 20 年11 月 4 日	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
平成 22 年8 月 10 日	第 1 回美濃市歴史まちづくり協議会
平成 22 年11 月 24 日	第 2 回美濃市歴史まちづくり協議会
平成 23 年2 月 28 日	第 3 回美濃市歴史まちづくり協議会
平成 23 年4 月 8 日	第 4 回美濃市歴史まちづくり協議会
平成 23 年 5 月 13 日～ 26 日	美濃市歴史的風致維持向上計画（素案）のパブリックコメント
平成 23 年5 月 20 日	美濃市文化財保護委員会
平成 23 年5 月 24 日	美濃市都市計画審議会
平成 23 年5 月 27 日	第 5 回美濃市歴史まちづくり協議会
平成 24 年2 月 8 日	美濃市歴史的風致維持向上計画の申請

